

平成19年度国的地方バス路線維持費補助制度の概要

(1) 生活交通路線維持費補助

地域協議会で必要と認められ、都道府県が指定する生活交通路線の運行費等について、都道府県と協調して支援
→「生活交通路線」とは、複数市町村にまたがり、キロ程が10km以上、1日の輸送量が15人～150人、1日の運行回数が3回以上、広域行政圏の中心都市等にアクセスする広域的・幹線的な路線

＜補助対象事業者＞

乗合バス事業者

＜補助対象経費＞

- ◆路線維持費補助・・・補助対象経常費用と経常収益の差額（補助対象系統ごと）。ただし、一定の限度額を設定
- ◆車両購入費補助・・・実費購入費（消費税抜き）から備忘価額として1円を控除した額。ただし、一定の限度額を設定

＜負担率＞

国が1／2、都道府県が1／2を補助

(2) 生活交通再生路線運行費補助

地域協議会で必要と認められ、都道府県が指定する生活交通再生路線の運行費等について、都道府県等と協調して支援

→「生活交通再生路線」とは、生活交通路線を短縮し、その短縮により生活交通路線ではなくなる区間を効率的な他の運送により、運行を継続して行う路線、又は、一般路線を短縮し生活交通路線に効率的に接続する路線

＜補助対象事業者＞

乗合バス事業者等

＜補助対象経費＞

- ◆路線運行費補助・・・補助対象経常費用と経常収益の差額（補助対象系統ごと）。ただし、一定の限度額を設定
- ◆設備整備費補助・・・次の事業にかかる実費（消費税抜き）から備忘価額として1円を控除した額。
 - ・デマンド運行管理に必要なシステム整備及びソフト開発
 - ・旅客の乗継のために設置する設備整備
- ◆車両購入費補助・・・小型車両購入費（消費税抜き）から備忘価額として1円を控除した額。ただし、一定の限度額を設定

＜負担率＞

路線運行費及び車両購入費については、国が1／2、都道府県等が1／2を、設備整備費については、国が1／4、都道府県等が1／4を補助